

令和6年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会  
運賃協議分科会

日時 令和6年6月26日(水)13:30～  
場所 ピーポート甘木 第1学習室

( 次 第 )

1. 開 会

2. 運賃協議分科会について

3. 委員構成について

(1) 市民又は利用者の代表

- ・朝倉市区会長理事会；溝田 浩 委員
- ・朝倉市コミュニティ協議会会長会；床嶋 春樹 委員

(2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者（当該協議する運賃等に関する事業者に限る。）

- ・ひまわりタクシー有限会社；村岡 智継 委員

(3) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

- ・九州運輸局福岡支局；古賀 秀策 委員

(4) 朝倉市長又はその指名する者（分科会の代表）

- ・朝倉市；佐々木 哲治 委員

4. 運賃協議(あいのりタクシー杷木エリア)

5. 閉 会

## 朝倉市における公共交通に関する組織図

### 決 定 機 関

**朝倉市地域公共交通活性化協議会 21名以内**

《根拠法令》 道路運送法施行規則 第9条の3

《根拠法》 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条

《所掌事務》

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は第2条2項に規定する地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項
- (6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

※1 沿線地域の実情に応じた乗合運送サービスの形態や水準等について、具体的な内容(コース、運賃、便数など)を決定する。

※2 協議会は、市民生活に必要な交通手段の確保・維持・改善を図るための計画「地域公共交通計画」策定に関する協議、実施に係る連絡調整、及び将来的に持続可能な公共交通体系について協議する。市民代表者、交通事業者、行政、関係機関等で構成する。



### 協 議 機 関

#### 【幹事会】…規則第8条

次に掲げる事項を協議・調整をするため、必要に応じ幹事会を設置する。

- (1) バス路線の廃止の申し出に対する対応
- (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更
- (3) その他協議会の運営に必要な事項

○幹事会の委員

- ・市民又は利用者の代表
- ・一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者
- ・朝倉市長又はその指名する者

#### 【運賃協議分科会】…規則第9条

乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要に応じ、運賃協議分科会を設置する。

○運賃協議分科会の委員

- ・市民又は利用者の代表
- ・一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者  
(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。)
- ・国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- ・朝倉市長又はその指名する者

**【事務局】 朝倉市 総務部防災交通課 交通対策係**

# 一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

## これまで

### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

## 令和5年10月1日以降

### 【公聴会の開催等\*により、住民等の意見を聞く】

\*パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

## (2) 協議事項①

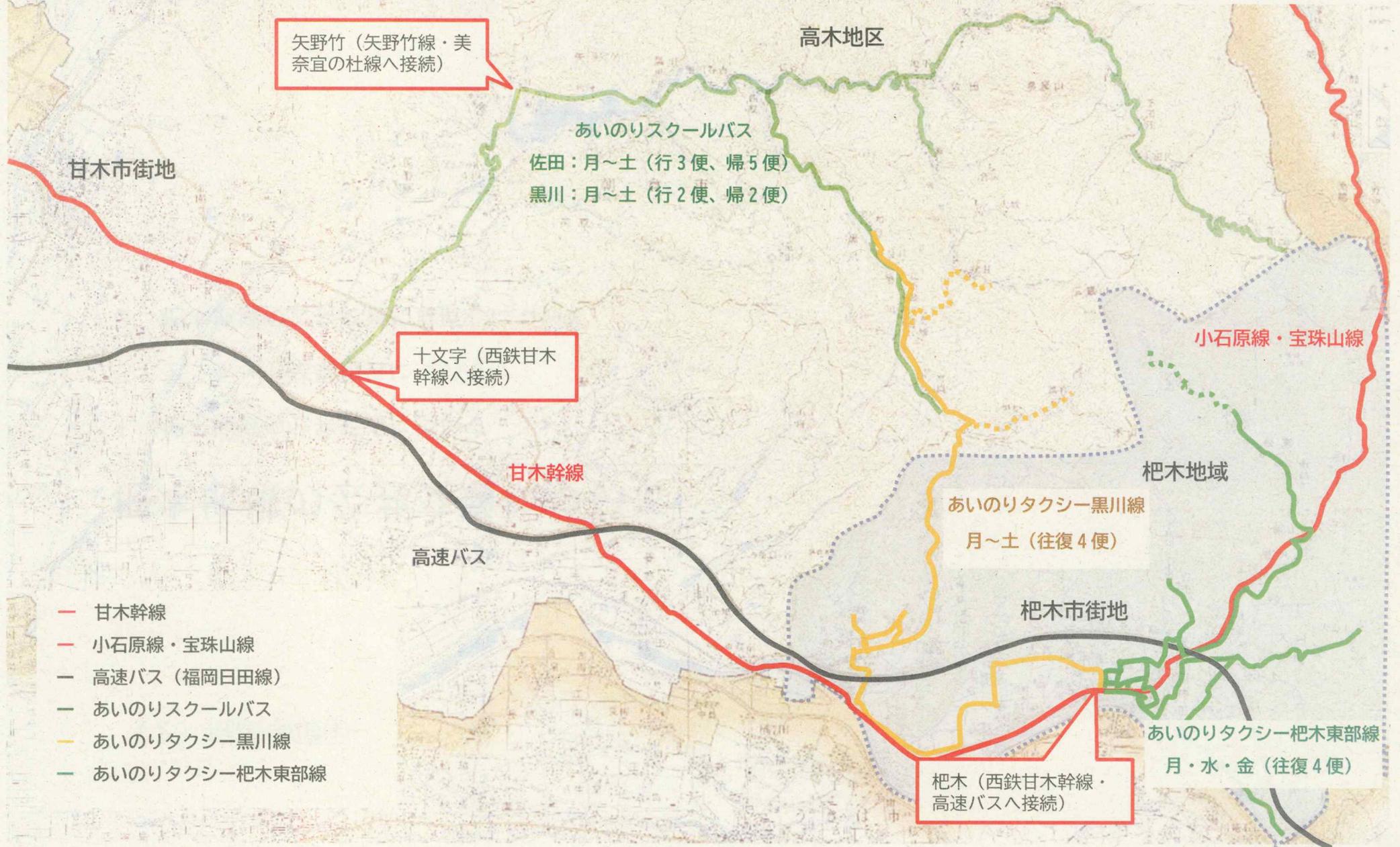
### 杷木地域の公共交通について

---

- 1 杷木地域の公共交通について
- 2 アンケート結果報告について
- 3 杷木地域の公共交通の見直しについて

1 杷木地域の公共交通について

(2) 協議事項①



- 甘木幹線
- 小石原線・宝珠山線
- 高速バス (福岡日田線)
- あいのリスクールバス
- あいのリタクシー黒川線
- あいのリタクシー杷木東部線

現状	路線バス（黒川線）廃止に伴う代替手段及び交通空白地区の解消を目的にデマンド型交通を導入し、移動手段を確保 （杷木西部：あいのりタクシー黒川線、杷木東部：あいのりタクシー杷木東部線）
見直しのきっかけ	小石原線・宝珠山線の見直しの可能性があることから、沿線地域である杷木地域の移動手段の確保の検討が必要となったため、これを契機に H29 九州北部豪雨災害の甚大な被害を受けた杷木地域と高木地区で、今後も持続可能な交通システムへ見直しを行う。また、地域によって課題や需要が異なるため、杷木地域と高木地区それぞれを検討地域の単位とし、それぞれで交通のあり方について検討を実施。
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小石原線・宝珠山線の見直しが実施された場合、沿線地域の移動手段の確保が必要である。</li> <li>・現在のあいのりタクシー黒川線、杷木東部線や路線バス小石原線・宝珠山線の利用者数は被災前と比較すると大幅に減少し、利用者数の回復も難しいことから、利用促進を図っていく必要がある。</li> <li>・R5 年度上半期の実績として、あいのりタクシー黒川線は、1日当たり 0.6 人、あいのりタクシー杷木東部線は 1.7 人とほとんど利用者がいない状況が続いている。</li> <li>・地域公共交通で困っている理由は、運行本数が少ない、バス停まで歩けない、目的地まで行けないことの順が多い。</li> <li>・杷木市街地への買い物通院需要だけでなく、災害公営住宅に被災者が入居されるなどの地域事情があり、集落（実家）への移動需要や、老人クラブの会合などの地区内の移動需要がある。</li> <li>・路線導入当初の経緯により、あいのりタクシー黒川線は週 6 日運行、あいのりタクシー杷木東部線は週 3 日運行で、地区によってサービス水準が異なっている。</li> <li>・地域の活性化のためにも、高齢者の外出機会を促すため、地域にとって望ましい地域公共交通へ見直しを図る必要がある。</li> </ul>
見直しの考え方	住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、導入可能で地域に適した交通システムへ見直しを行い、路線バスやタクシーなど地域公共交通と一体となった持続可能な公共交通体系を構築し、市民の移動手段を確保する。
今後の方向性	杷木地域の西部（黒川線）と東部（杷木東部線、路線バス小石原線・宝珠山線）に分かれている路線から、杷木地域全体を 1 つの運行エリアとし、杷木地域内を予約に応じて運行する区域運行へ見直すことにより、地域内のサービス水準の平準化と地域内の移動の利便性を向上させる。また、幹線バスや高速バス等の広域的な生活交通へ結節し、地域外（市の中心拠点である甘木市街地など）への移動手段を確保する。予算規模は、現在の杷木地域の予算範囲内とする。

## 運行プランの視点（杷木地域）

（2）協議事項①

①運行エリア（ルート）	②運行日・運行時間
<p><u>1 運行範囲を広げすぎない</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>杷木地域内で外出需要がある程度満たせる</li></ul> <p><u>2 既存公共交通と競合させない</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>西鉄甘木幹線・高速バスへつなぐ（甘木・朝倉地域へは路線バス・高速バスで移動）</li><li>難しい区間は、運賃調整を行う</li></ul> <p><u>3 行き先の範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>病院やスーパーだけでなく、趣味等での外出需要も大事なため、指定施設とはしない</li></ul>	<p><u>1 利用者の目的に応じ設定</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外出需要の大きい買い物・通院のしやすさ</li></ul> <p><u>2 非固定ダイヤ</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>時間が読みにくいところもあるが、乗りたい時間に利用できる</li></ul> <p><u>3 タクシーとのすみわけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>土日祝や早朝、夜間の時間帯は運行なし。相乗りのため、到着時間には幅はある。</li></ul>
③運行形態（乗降場所）	④運賃
<p><u>1 区域運行を検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>区域運行とは、ルート、ダイヤとも固定されていない、需要に応じた乗合運行</li><li>過疎化や高齢化、人口減少が他地域に比べて大きく進んだ地域であり、区域運行へ見直すことで、利用者の増加、相乗り率向上を図る</li></ul>	<p><u>1 安すぎる運賃設定にしない</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>タクシー初乗り 700 円の半額程度が妥当</li></ul> <p><u>2 既存公共交通と競合させない</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>路線バスの初乗運賃 210 円（R6 年 1 月予定）より高い設定</li></ul>
⑤利用方法	⑥運営主体
<p><u>1 利用者登録について</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ドアツードア方式を導入する場合、予約をスムーズにするため必要性が高い</li></ul> <p><u>2 予約方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用者数実績から予約なしの運行は難しい。電話での予約受付を基本とする</li></ul>	<p><u>1 交通事業者と行政の役割分担</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>これまで通り交通事業者への運行委託とする。</li></ul> <p><u>2 予約受付</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>これまでの実績から、交通事業者が予約受付、配車の運営を担う。</li></ul>

## 運行概要案（杷木地域）

（２）協議事項①

	本業	【現行】黒川線、杷木東部線	【見直し】杷木あいのリタクシー（仮）
運行主体	—	公共交通活性化協議会・朝倉市	公共交通活性化協議会・朝倉市
運行方法	—	道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業	道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業
運行エリア	↑	【黒川線】黒川地区⇄志波・久喜宮地区⇄杷木市街地 【杷木東部線】杷木・松末⇄杷木市街地	杷木地域全域（高木地区は切り離し、運行エリアとはしない）
運行形態	↑	路線バスのバス停から500m以上離れた区域の運行コース（フリー乗降区間あり）を予約に応じて運行（路線不定期に近い運行）	区域（杷木地域）内を予約に応じて運行する区域運行
運行日	↓	【黒川線】月～土曜日の週6日	月～金曜日の週5日 ※土・日・祝・振替休日・年末年始（12/31～1/3）は運休
	↑	【杷木東部線】月・水・金曜日の週3日 ※（火・木・土・）日・祝・振替休日・年末年始（12/31～1/3）は運休	
運行時間	↑	【黒川線】4往復（7：00～18：30の決まった時間） 【杷木東部線】4往復（8：00～18：00の決まった時間）	8：00～17：00（決まったダイヤなし）
運賃	↓	1回の乗車当たり200～310円 割引対象者（半額）：65歳以上の高齢者、小学生、障がい者手帳所持者（身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） 無料：就学前の子ども（中学生以上の保護者同伴に限る）、障がい者手帳所持者の介助者	1回の乗車当たり300円程度 割引対象者（半額）：小学生、障がい者手帳所持者（身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） 無料：就学前の子ども（中学生以上の保護者同伴に限る）、障がい者手帳所持者の介助者
予約方法	↓	1週間前～乗りたい便の出発時間の1時間前までに電話で運行事業者へ予約※事前登録不要	1週間前～乗車したい時間の1時間前までに電話で運行事業者へ予約※事前登録必要
車両台数	↓	【黒川線】10人乗り1台＋予備車2台 【杷木東部線】5人乗り1台＋予備車1台	5人乗り1台（定員の超過、予約の重複があった場合は予備車両1台まで運行）

運行概要の決定や、実証実験の詳細な計画の提案、協議は、次回以降の活性化協議会を予定

令和6年10月より1年間の実証運行。令和7年10月より本格運行を予定。

## 2 アンケート結果報告について

### 公共交通ニーズに関するアンケート

---

### 杷木地域アンケート調査結果

# 2 杷木地域アンケート調査結果

(2) 協議事項①

## 調査の概要

調査期間 令和5年10月9日(月)頃～令和5年10月31日(火)

調査対象 杷木地域在住の住民のうち、高校生以上

配布・回収方法 全世帯に、区会長さんを通じてアンケート調査を配布  
回収についても、区会長さんが回収を行い、コミュニティへ提出し、市が回収

地区	人口	回答者数	回答率	構成比
松末地区	371	157	42%	8%
杷木地区	2577	871	33%	43%
久喜宮地区	1560	571	36%	28%
志波地区	1105	414	37%	21%
	5613	2013	35%	100%

松末地区	杷木地区	久喜宮地区	志波地区
池の迫43	杷木大山26	古町52	志波上町74
星丸正信17	穂坂50	久喜宮上町29	志波中町14
瀬ノ口23	林田27	久喜宮中町31	下町13
立9	東林田64	新町3	宮舟20
真竹6	西林田123	久喜宮原鶴33	高山9
松末本村14	新浜87	若市109	志波原鶴47
石詰2	白木24	上げ46	塚原56
中村3	上池田83	杷木古賀111	尾迫20
乙石0	下池田147	寒水50	梅ヶ谷58
赤谷40	杷木上町93	浜川77	道目木14
不明0	東町38	不明3	平覆21
	中央通48		松葉31
	西町20		政所3
	下池田住宅0		笹尾0
	杷木団地40		杉馬場27
	不明1		不明7

	回答者数	構成比
10代	86	4%
20代	79	4%
30代	95	5%
40代	198	10%
50代	261	13%
60代	441	22%
70代	479	24%
80代以上	264	13%
未回答	110	5%
計	2013	100%

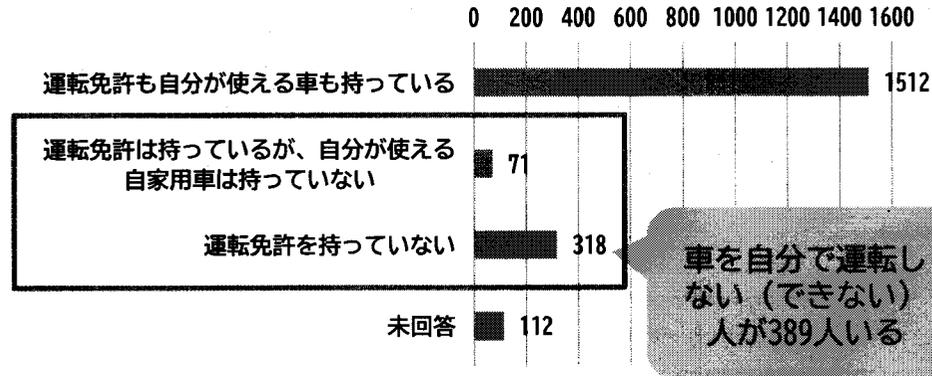
	回答者数	構成比
男性	871	43%
女性	1051	52%
無回答	21	1%
未回答	70	3%
計	2013	100%

	回答者数	構成比
学生	92	5%
会社員、公務員	577	29%
自営業、会社経営(農業等含む)	422	21%
家事専業	118	6%
無職	481	24%
その他	191	9%
未回答	132	7%
計	2013	100%

## 2-1 日常の移動での困りごと

(2) 協議事項①

### ●免許証及び自家用車保有状況



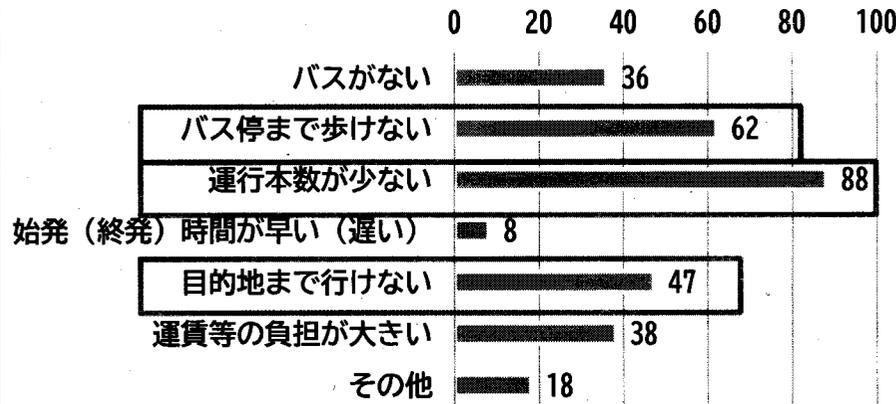
### ●日頃、移動手段に困っているか

	回答者数	構成比
困っている	185	10%
困っていない	1593	90%
計	1778	100%

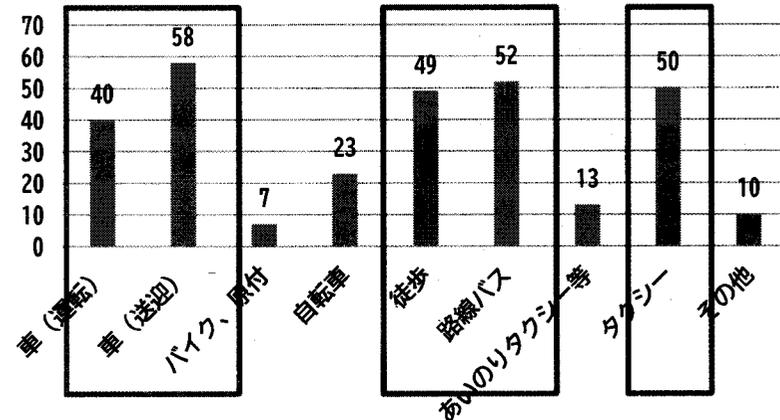
移動手段に困っている人は185人いる

【困っていると回答した方】(複数回答可)

### ●困ってる理由



### ●普段の交通手段



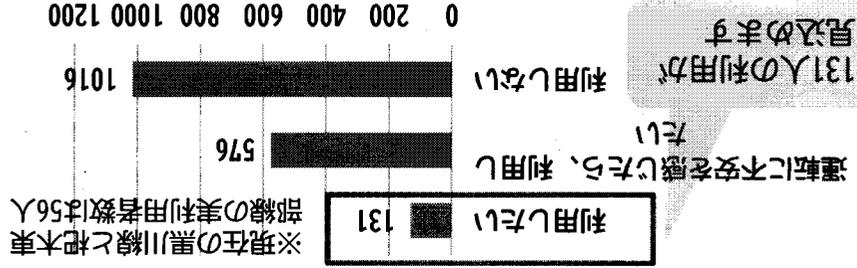
移動手段に困っている人は、バス等の公共交通機関では、運行本数が少ない、バス停まで歩けない等の理由で困っており、ぎりぎりまで自分で運転又は送迎してもらっていたり、路線バスやタクシーを利用されている。

市では、杷木地域全域において、利便性向上のため、自宅周辺から目的地の玄関先まで送迎するいわゆるドアツードア方式の交通の導入可能性について調査しています。

## 2-2 利用意向

※新しい移動手段を運行した場合に、どの程度利用するか？

### ●利用意向

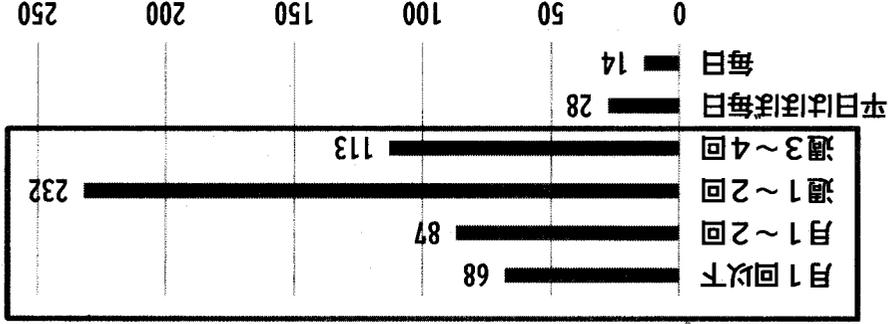


【利用したいと回答した方】

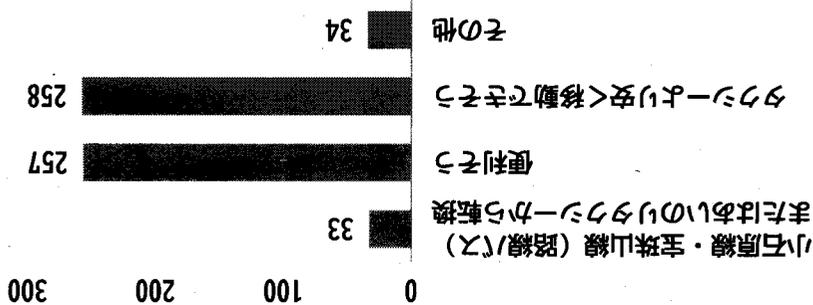
### ●妥当な運賃

運賃	回答者数	構成比
200円まで	181	34%
300円まで	203	38%
400円まで	66	12%
500円まで	81	15%
600円まで	8	1%

### ●利用頻度

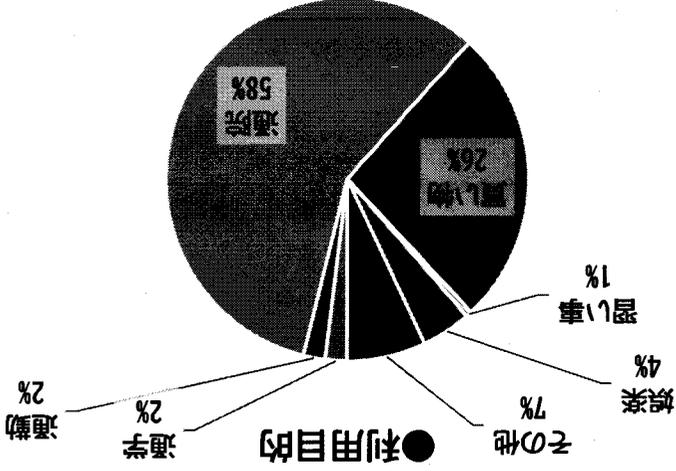


### ●理由



84%が買い物または通院です

### ●利用目的



## 2-3 利用したい時間帯、目的地

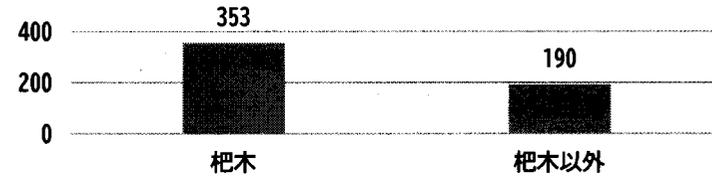
### (2) 協議事項①

【利用したいと回答した方】  
最も利用したい時間帯は？

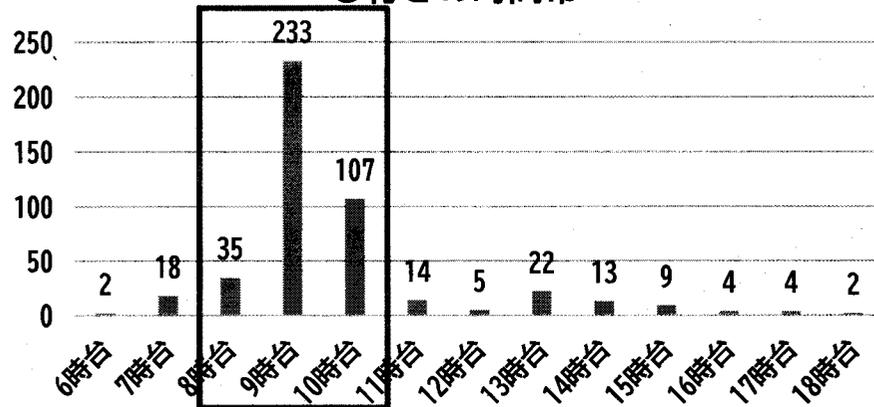
目的地は、杷木内のスーパーや病院が需要が高くなっています。杷木以外では、うきはや日田市内の病院、スーパーへの需要が高くなっています。

行きは、8～10時台  
帰りは、11～12時台と、15～17時台に需要が集まっています

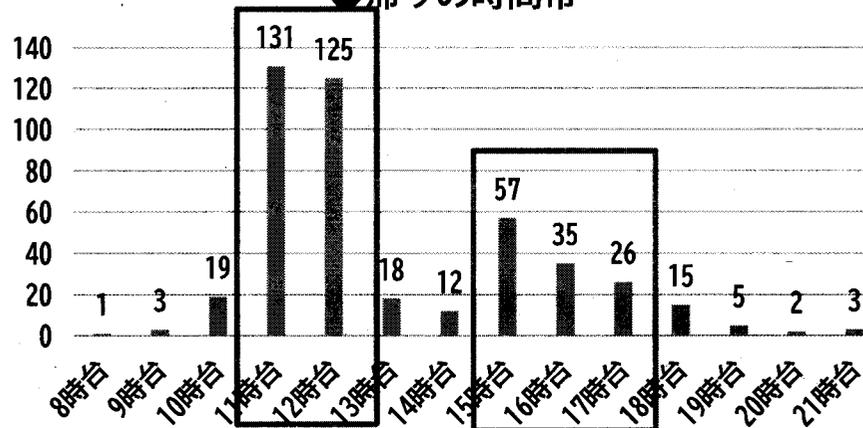
#### ●目的地



#### ●行きの時間帯



#### ●帰りの時間帯



具体既な施設	人数	構成比
マルキョウ	222	33%
森山内科	63	9%
ドラモリ	47	7%
山鹿医院	32	5%
病院	24	4%
田辺医院	23	3%
重松医院	21	3%
らくゆう館	20	3%
バサロ	19	3%
スーパー	17	3%
ゆめマート	17	3%
Aコープ	13	2%
ナフコ	12	2%
イオン甘木	12	2%
うきは市	10	2%
和田外科	8	1%
朝倉医師会病院	8	1%
杷木バス停	6	1%
筑後川温泉病院	5	1%
コスモス	5	1%
銀行	5	1%
ゆめタウン	4	1%
トライアル	4	1%
その他	67	10%

## 2-4 主な自由意見

(2) 協議事項①

### 運行内容※乗継・ドアツードアなどの見直しの方向性について

#### ①ドアツードア

- ・どこでも利用できるように、低料金で利用したい
- ・便利で役に立つ気がする。
- ・社会貢献の一つとしてぜひ進めてください。

#### ②タクシー券補助

- ・高齢者へ補助金としてタクシー券の半額補助などに切り替えてもよいのかと思う。
- ・タクシー会社と連携して、タクシーチケット（クーポン、割引券）等の利用の方がより現実的では。

#### ③定時定路線（コミュニティバス）

- ・スクールバスの空き席の利用
- ・以前のような路線バスを走らせてもらいたい

### 予約について（デジタル化含む）

- ・予約が面倒。自由に予約（キャンセル）できるシステムがあるとよい。
- ・高齢者にとっては大変な作業

### 現在の運行内容について

- ・バス停までの距離が遠すぎる。
- ・本数が少なく事前予約制が面倒。

### 路線バスについて

- 【小石原線・宝珠山線】存続をお願いします。
- 【甘木幹線】・本数が少ない。・夜間帯にほしい。・杷木のバス停（営業所）にも定期券を発行してもらいたい。
- 【その他路線バス路線】・甘木市街地循環線を杷木まで伸ばしてほしい。・すべての時間帯運行本数が少なすぎる。

### その他全般的なこと

- ・車がないと不便な地域なので公共交通はとても大切、老後は不安。
- ・市民の高齢化に伴い、移動手段の確保は重要な課題です。
- ・高校の選択肢も増えるので杷木から浮羽へのバスを充実させてほしい。
- ・杷木バス停からうきは市・久留米市に行けるバスを運行してほしい
- ・高速道路山田SAにスマートICを設置して利用できるようにしてほしい。
- ・西鉄甘木へのアクセスが悪い
- ・車がなくても主要な交通機関の駅等に行けたらなんとかなるかなと思います。

(2) 協議事項 ① 杷木地域の公共交通について

あいのりタクシー杷木エリア（仮） 事業計画書（案）

(1) 事業の目的

将来的に持続可能な公共交通へ改善するため、杷木西部（あいのりタクシー黒川線）と東部（あいのりタクシー杷木東部線）に分かれている路線を統合し、杷木地域全域を1つの運行エリアとする「杷木地域内を予約に応じて運行する区域運行」へ見直すことで、サービス水準の平準化と、幹線バスや高速バス等の広域的な生活交通へ結節するとともに、地域内の移動の利便性を向上させ、交通弱者に対する日常生活において必要不可欠な施設（公共施設、医療施設、商業施設等）への移動手段を確保・維持する。

(2) 現状

- ① 路線バス「西鉄甘木幹線（杷木～甘木・二日市）」が運行
- ② 路線バス「西鉄小石原線・宝珠山線（杷木～小石原・宝珠山）」が運行（令和6年9月末で廃止予定）
- ③ デマンド交通「あいのりタクシー杷木東部線 杷木コース（杷木～穂坂・大山）、松末コース（杷木～乙石）」を運行
- ④ デマンド交通「あいのりタクシー黒川線（杷木～久喜宮・志波・黒川）」を運行

(3) 今後の方向性

デマンド交通「あいのりタクシー杷木東部線」「あいのりタクシー黒川線」を見直し（廃止）、杷木地域内を予約に応じて運行する区域運行とする。

(4) 実証実験について

令和6年10月から令和7年9月までを実証実験期間とし、利用者数等調査し、導入可能性を調査する。

【運行概要】 あいのりタクシー杷木エリア（仮）	
運行主体	公共交通活性化協議会・朝倉市
運行方法	道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業
運行エリア	杷木地域
運行形態	区域内（杷木地域内）を予約に応じて運行する区域運行
運行日	月～金曜日の週5日 ※運休日は土日祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)。
運行時間	8:00～17:00
運賃	1回の乗車当たり300円～400円。介助者及び小学生未満は無料。（各種福祉手帳所持者、小学生は半額。）※実証実験期間中は、従来回数券を利用する
予約方法	1週間前～利用したい時間の1時間前までに電話で運行事業者へ予約【事前登録制】 ※初回のみ、利用者は、事前登録（氏名・住所・生年月日・電話番号・乗車場所）を行う。 ①利用者が運行事業者（受注者）に電話連絡する。 ②利用者等が乗車予定の7日前から乗車希望時間の1時間前までに「日時・乗降場所・氏名・人数等」を伝える。 ③利用者等は便の変更や取りやめが生じた場合は連絡する。
車両台数	運行事業者所有の5人乗り車両1台で運行する（定員の超過、予約の重複時に、車両に空きがある場合は予備車両1台まで運行） ※事業者所有の車両はタクシー事業との併用を認める。

# 杷木地域の運行エリア（現在）

- 甘木幹線
- 小石原線・宝珠山線
- 高速バス（福岡日田線）
- あいのりタクシー黒川線
- あいのりタクシー杷木東部線

あいのりタクシー黒川線  
月～土曜日

	行き	帰り
1便	8:20着 8:30発	
2便	10:30着 11:30発	
3便	13:30着 14:30発	
4便	16:30着 17:30発	

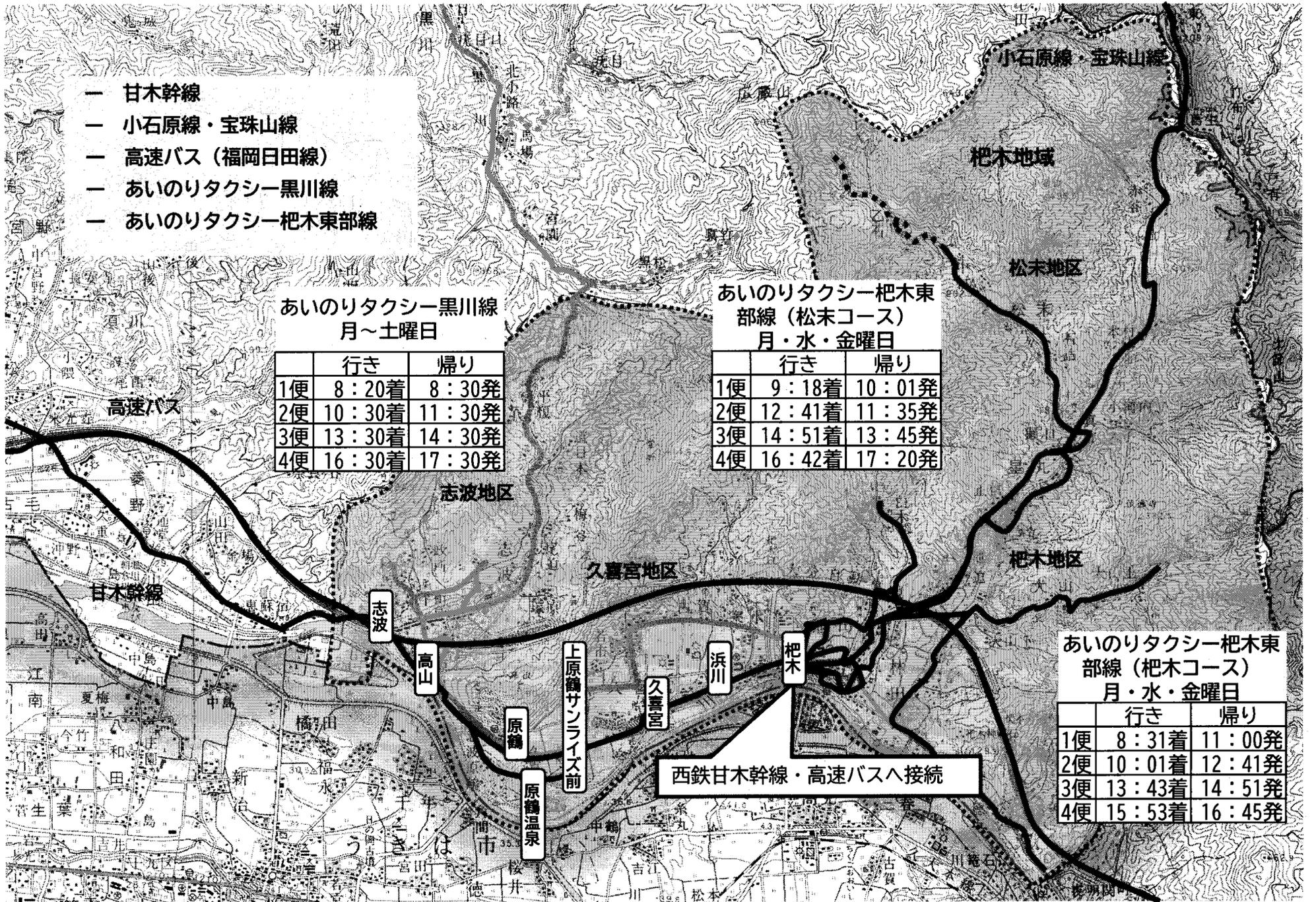
あいのりタクシー杷木東部線（松末コース）  
月・水・金曜日

	行き	帰り
1便	9:18着 10:01発	
2便	12:41着 11:35発	
3便	14:51着 13:45発	
4便	16:42着 17:20発	

あいのりタクシー杷木東部線（杷木コース）  
月・水・金曜日

	行き	帰り
1便	8:31着 11:00発	
2便	10:01着 12:41発	
3便	13:43着 14:51発	
4便	15:53着 16:45発	

西鉄甘木幹線・高速バスへ接続



# 杷木地域の運行エリア（見直し後）

